

# 『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞

On Japanese Numeral Classifiers for Counting Ink-sticks in the Shosoin-monjo  
(the Documents Preserved in Shosoin)

三保忠夫

Tadao Miho

【キーワード 助数詞 類別詞 量詞 墨 正倉院】

- 一、はじめに
  - 二、「廷」・「挺」
  - 三、「村」・「寸」(「林」・「材」)
  - 四、「船」
  - 五、「端」・「頭」・「頂」・「丸」・「折」・「裏」
  - 六、中国における用例
  - 七、おわりに
- 一、はじめに

中国古代において開発された墨は、筆、硯、紙と共に「文房四宝」の一

つとされる。その遺物は、古く、湖北省雲夢県睡虎地の秦墓、また、湖北省江陵県の鳳凰山一六八号漢墓(前漢)などから出土している。前者においては、木牘や漆器等と共に円柱状の墨と石硯とがそれぞれ一点ずつ出土し、その墨の色は純黒、円径は二・一センチ、残高は一・二センチであった。硯は、鸞卵石(溪谷等で拾われる卵型の石)を加工して作ったもので、不規則な菱形をし、長さ六・八センチ、幅五・三センチ、高さ二センチであり、この硯には、また、鸞卵石で作った高さ二・二センチの研墨石一点が付属していた。硯面と研墨石面には使用痕と墨跡があったと報告されている(湖北孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一座秦墓発掘簡報」、『文物』、一九七六年第九期)。後者においては、竹簡や筆・削刀などと共に、墨、石硯が出土している。墨は、小塊やかから状の

ものが五点出土し、色は純黒、内一点は瓜の種子形で長さ一・五センチ、幅一・一センチ、厚さ〇・四センチであった。石硯(一点)は、円形で、底径九・八センチ、厚さ一・八センチであり、これに使用される研石(研墨石とも、一点)は、高さ三・五センチ、硯面と研石の底には使用痕と墨跡があった(紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理班「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」、『文物』、一九七五年第九期)。漢代の墨としては、河南省陝東劉家渠後漢墓から出た、その捏造時に指の跡の着いたもの、広東省南越王墓から出た、小さな円盤状の数十粒の墨塊などが報告されている。

当時の墨は、松の木を燃やしてできる煤に膠や漆を接着剤として加え、それを団子状(長さ一・五センチ、幅一・〇センチくらい)に練り固めた、軟らかい松煙墨であり、使用に際しては、これを手に持ち、硯の上で少量の水を加えて磨りつぶして用いた。ただ、これだけでは墨の粗い粒が残るので、卵状の研石を用いて、更に細かく磨りつぶし完全な墨汁を作ったとされる(阿辻哲次著『図説 漢字の歴史』、大修館書店、一七七頁)。研石は、漢末を過ぎると用いられなくなる。墨が、質的に向上し、それが不要となってきたからである。

日本では、『日本書紀』巻二十一「推古天皇十八年(六一〇)三月の条に見える左記が文献上の初見とされる。

十八年春三月。高麗王貢上僧墨。法定。墨徴知五絳。且能作彩色及紙墨。并造礮磑。蓋造礮磑始于是時歟。

(新訂増補国史大系 後篇、一五二頁)

高句麗の嬰陽王の送った墨徴は、五部の経書(易・書・詩・礼・春秋)に通じ、彩色や紙・墨、礮磑をよく製造したという。七世紀初期以降には、従って、日本でも紙・墨の類が製造されていたと推測され、「大宝令」の

「職員令、図書寮」の条には、「写書手。二十人。」「裝潢手四人。」「造紙手四人。」「造筆手十人。」と共に「造墨手四人。掌造墨。」を置くところ(『新訂増補国史大系 令集解』、六八頁)。

この「造墨」の状況については、後の資料ながら、『延喜式』によってその一端を窺うことができる。

凡造墨。長功日焼得烟一石五升。煮烟一斗五升。二日二夜乃得熟。中功短功亦同。成墨九十三廷。長五寸。広八分。料膠一斤。中功日焼得烟九斗。煮烟九升。成墨八十廷。短功日焼得烟七斗五升。煮烟七升五合。成墨六十六廷。

(新訂増補国史大系 中篇、三九〇頁)

関連して、源順撰『倭名類聚抄』の「文書具」には、墨、硯につき、次のように見える。

墨 挺字ノ附 蔣飭曰墨 音目和ノ名須美 以松烟和膠合成也唐秘書省

式云寫書新毎月大墨二挺今案俗用廷字未詳

硯 書譜云用硯之法石爲第一瓦爲第二 硯音五旬反ノ訓須美須利

(道円本、卷十三、九才)

正倉院の中倉には、十四廷の墨が伝えられており、その第八号(中倉四一)の寸法は、長さ一九・六センチ、横四・九センチ、厚さ一・九センチの細長い船形をした唐墨で、表面に朱筆で「開元四年丙辰秋作貞家墨主」と製造工房の銘があり、裏面に「・華・烟・飛・龍・鳳・皇・極・貞・家・墨・」(陽刻、は朱点)と刻まれている(松嶋順正編『正倉院宝物銘文集 図録』、図版2、昭和五十三年七月、吉川弘文館)。「開元四年」は、唐玄宗皇帝の年号、西暦七一九年(靈龜二年)。また、その第九号・第十号(共に中倉四一)は、新羅使の舶載した新羅墨で(第九号は長さ二

六・六センチ、幅四・二センチ、厚さ一・二センチ、第十号は長さ二六・一センチ、幅三・三センチ、厚さ一・三センチ、それぞれ、表面に「新羅楊 家上墨」、「新羅武 家上墨」などの工房の印文（陽刻、は朱点）がある。同様、船形であるが、両端はやや細目になっている。他の十一廷は国産の墨である。いずれも船形をしている。これらにつき、『正倉院文書』第七巻「追加一」には、「天平時代筆墨」（筆・墨各二点）として図版が掲出されている（二六〇頁）。原寸を五分の四に縮尺したものであるが、墨の方は、細長い船形をし、辺縁部は高く、中央部は低い。中倉には、白墨大小各一個も伝わっている。その第一号（中倉四二）は、半円筒形の鞘に包んだ、長さ二七・〇センチ、径一・二センチのものである。白書や文字の修正に用いられたのであろうか（後代には、訓点記入にも用いられる）。なお、大仏開眼会に用いられた、全長五二センチ、幅六・二センチの大型の墨があり、これは文治二年（一一八五）大仏再建時にも後白河法皇が用いたといい、「開眼法皇用之 天平宝物」と書いた貼り紙がある。

正倉院の中倉には、「青斑石硯」と称される硬質陶製の風字硯も納められている（『宮内庁蔵版 正倉院宝物 中倉』、21）。古代における硯については、榎崎彰一氏の考察がある（『日本古代の陶硯 特に分類について』、小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会編『考古学論考』、昭和五十七年五月、平凡社、四八五頁以下）。

さて、東京大学史料編纂所編『正倉院文書』全二十五巻には、写経記録を中心とする多種の文書が収められ、こつした中に、筆、墨紙、その他の書記用材に関する記事が見えている。記事は、それぞれの名称、形状、数量、価格、使用者などに及びることがあり、これに伴い、多様な助数詞が見えている。その内、墨を対象として用いられる助数詞には、「廷」「挺」、

「村」「寸」「村」「船」「端」「頭」「頂」「丸」「折」「裏」がある。全体を通じて広く用いられるものもあれば、そうでないものもあり、また、後世にも使用されるものもあれば、その後に見られないものもあるが、文字資料の限られる八世紀のことであるから、いずれも貴重な用例であることには変わりがない。以下に、『正倉院文書』を検討し、墨を数える助数詞それぞれの用法について考えてみたい。

なお、原文における割書き小字の文字は 印で、また、改行部はノ印で示す。

一、「廷」・「挺」

『正倉院文書』全体（二十五巻）において、墨を数える助数詞の内、「廷」は、最も一般的に用いられ、第二十三巻を除く、どの巻にも見えている。従って、この助数詞は、天平年間（同六年）から宝龜年間（同六年）まで広く見えていることになる。第二十三巻（宝龜五年九月～同十年十二月）に用例がないのは、たまたま出現する機会がなかったからであろう。「廷」についての若干の例を引こう。

竹帙冊枚

筆八十二箇

墨卅七廷

（造仏所作物帳、天平六年五月一日、第一巻、五五三頁）

「廷」字は、之繞の内側に「手」字を書いた形で見える。便宜上、これを「廷」字で翻字する。以下同様である。

錢壹拾貳貫漆伯參拾文

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞(三保)

三貫五百五十文兔毛筆七十一箇料 箇別五十文 以一箇寫紙二百五十張

一貫四百廿文墨卅五廷半料 廷別卅文 以一廷寫紙三百張

卅四文界料鹿毛筆十七箇直 箇別二文 以一箇界紙六百張

八貫七百廿六文生菜料 / (後略)

(造東大寺司解 天平勝宝二年十月十二日 第三卷 四六五頁)

右によれば、「兔毛筆」一管の値段は五〇文で、一管で料紙一五〇張を筆写する、「墨」一廷は四〇文で、一廷で料紙三〇〇張を筆写する、「鹿毛筆」一管の値段は二文で、一管で六〇〇張の料紙に界線を引くところある。墨は、また、「一廷二廷」云々の他に、「一廷半」「二廷半」という数え方のあったこともわかる。

なお、筆墨の値につき、天平十七年十二月二日現在で、「一筆每六十文 / 一墨每五十文」、「充筆直六十文墨直五十文也」とも見える(経師等調度充帳 天平十七年十一月十日、第八卷「追加二」、五七九頁)。

大唐墨一廷(異筆)

(丹裏古文書 天平勝宝五年六月十五日、第二十五卷「補遺二」、一五二頁)

念林老人 請墨事一廷 / 合寫紙四百八十七張注 根本説一切有部百一羯

磨十卷 二百卅八張 (中略) /

二月廿四日

(奉写一切経経師請墨手実帳 宝龜五年八月二日、第二十一卷「追加十 六」、五五一頁)

宝龜五年八月二日から同七年四月十一日までの文書を継いだ手実帳の一部で、「二月廿四日」とは、前後からして宝龜六年のそれと知られる。

墨には、「大墨」(第三卷、一五二頁)、「凡墨」(中墨) (第四卷、五二七頁)、「中品」「下品」(五三三頁)などの別があり、値も異なるが、やはり「廷」で数えられている。「廷」は、墨を数える一般的な助数詞といってよさそうである。但し、磨り減った墨の場合には、次節以下のように、別の助数詞を用いることもある。

ところで、助数詞「廷」に関連し、次のような字形も見えている。

「連」…之繞の内側に、麻垂を付した「手」字を書いた形

「挺」…手偏で書き出し、之繞の内側に「手」字を書く形

前者は、人名、その他にも用いられる字である。『大日本古文書』第一巻巻末に掲げる編纂者作成の「異字一覽」によれば、これは「庭」字と解するとされる。麻垂と之繞(延繞)と位置を換えたわけであり、意味上も「庭」と解する方がよかる(第十卷 三四一頁、第十一卷 一八四頁、第十三卷、一五七頁、第十四卷、一八九頁・一九〇頁・二七七頁・三八一頁・四三八頁、第十六卷、一九〇頁・二四八頁、第二十四卷、四七四頁、など)。しかし、編纂者が、例外的に、この字の右傍に「挺」字を添えた例がある。

高橋息嶋解 請墨事 / 受墨一連寫紙四百十八張 (中略) / 大寶積

經十二帙 正用紙二百廿二張 / 大集經初帙(後略)

(奉写一切経経師請墨手実帳 宝龜二年正月二十四日、第十八卷「追加十二」、一七二頁)

右がそれである。だが、これは「廷」字と解する方がよい。また、まれに、麻垂の部分が「ナ」の形となった字形もあるが(第十七卷「追加十一」、二五九頁)、やはり「廷」と解されよう。

後者は、「挺」と解される。これには次のような用例がある。

四月一日受錢二千文 此用 / 六日買墨廿一挺 直錢三百九十六文

(別一挺十八文) / 十日買筆十箇直錢 (後略)

(写経校紙并筆墨直錢注文、天平九年二月二十五日、第七卷「追加一」、一〇二頁)

「挺」は、練り伸ばした棒状のもの(物品)を数える助数詞と考えられる。この点については、後にも触れる。

『正倉院文書』では、ほとんど「廷」の字形が用いられ、「挺」の字形はめったに見られない。後の『色葉字類抄』では、墨を「挺」で数えるとし、「俗用廷字」と注記する。「廷」は、「挺」の省文と見てよいのである。文字そのものは、五世紀半ば頃のものと考えられる。熊本県菊水町江田船山古墳出土鉄剣銘文に「并四尺廷刀八十練六十拵」と見えている。

なお、『正倉院文書』では、「廷」で、鐵、また、青斑鎮石を数えている。

三、「村」「寸」「材」

助数詞「村」は、次のように見える。

式紙七十八張 / 敷紙六十四張 之中政所用十一張 見定五十三張 / 筆五十九隻 / 墨端卅一村 別未用起三廷(後略)

(写経検定帳、天平感宝元年六月七日、第三卷、二五八頁)

「墨端」とは、「未用起」に対する、磨り減った墨のことらしい。「墨端」は、「村」、後者は「廷」で数える。

十七日下墨端壹村 三分一 充装演財部忍勝 / 同日下鹿毛筆壹管充装  
横忍勝

(奉写一切経料墨紙筆用帳、神護景雲四年六月十三日、第六卷、二五頁)

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞(三保)

前後には「墨壹廷」「墨貳廷」といった表現が多い。ここは、三分の一にちびた墨を充て下したとの意であろう。この条の末に「案主上馬養味酒廣成」と見える。「廣成」(自署)以外は馬養の手になるようで、「村」字も彼の筆跡らしい(『正倉院古文書影印集成』九、一一八頁)。

碎索諸上(十八年十一月十日充筆一箇小墨頭二村廿六日充半廷(後略))  
(写経料筆墨紙充帳、天平十四年二月、第八卷「追加二」、五一頁)

前後には「墨一廷」という表現も、また、助数詞の添えられない表現も多い。添えられないのは非公式の帳簿であるからであろう。

寫書所解 申請筆墨事 / 合 請 菟毛筆一管 墨一廷 返上古筆一管  
墨頭二村

右、寫常疏料、所請 如前、

天平勝寶四年八月廿六日他田水主

(写疏筆墨更請帳、天平十六年六月、第八卷「追加二」、四八四頁)

「墨一廷」は、返上時には「墨頭二村」となっている。磨り減ったものである。三行ほど後に次の例もある。

十一月廿三日請筆四管 墨四廷 返上古筆四 墨頭四村 / 右、爲寫常  
疏、所請如前

(写疏筆墨更請帳、天平十六年六月、第八卷「追加二」、四八五頁)

寫書所解 申請筆墨事 千部料者 / 合筆貳拾 筒 墨貳拾廷 反上筆  
廿筒 墨廿端 之中十三村便 / 留堺新 / 楊廣足 村國益人(中  
略) / 天平勝寶三年正月廿六日道主

(請千部法華経筆墨帳、天平二十年正月十二日、第十卷「追加四」、五〇  
頁)

磨り減った墨を返上する。助数詞は「端」とも「村」ともある。「堺」と

は写経料紙の界線のことである。

十部観世音經充墨 / 川原竈門 岡大津一人充一村 三嶋 小長(倉脱カ)  
二人一村ノ敦賀 丹波二人一村 阿閉伊蘇(二人)一村 古市一村ノ川  
原繼万呂一村 爪工二村 張 忍海二人一村

(十部観世音經充墨注文、第十三卷「追加七」、二二頁)

十三人に墨八村を充てる。年月日は不詳である。内容上、天平勝宝五年七月二十四日の文書の次に置かれている。

秦家主ノ筆(一) 墨(一) 二月六日(筆一)ノ紙廿六日(廿)正  
月八日(廿)十日(廿)(中略)返上筆一墨一村

(奉写二部大般若經紙裝潢充帳、天平宝亨六年閏十一月十二日、第十六

卷「追加十」、一四二頁)

筆、墨、紙の支給・返納の明細を人物毎に記した帳簿で、末尾に「返上筆一墨一村」と見える。磨り減った墨を数えるものであろう。この類例はこの同じ文書に計二十二例拾われる(一四二頁、一四三頁、一四四頁、一四五頁、一四六頁、一四七頁、一四九頁、一五〇頁、一五二頁、三例、一五三頁、一五四頁、一五五頁、一五七頁、三例、一五八頁、一五九頁、一六〇頁、一六一頁、一六三頁)。

同様の「返上」の部分に、「筆一墨一寸」(一四〇頁)、「筆一墨一寸」(一五五頁)、「また、筆一ノ墨二端」(一四四頁)、「又筆一ノ墨二端」(一五三頁)と見えることもあり、これらからすれば、「村」「寸」「端」という関係が考えられそうである。但し、何の助数詞も添えない「筆一ノ墨一寸」(一四八頁、一五〇頁、一五三頁、一五九頁、一六一頁、一六三頁、二例、一六四頁)、「墨一ノ筆一寸」(一四五頁)、「筆一墨一寸」(一五七頁)、「墨端一寸」(一四八頁、一五四頁)、「筆一墨端一寸」(一四九頁)、「筆一ノ墨

端一寸」(一四九頁)、「墨端一寸」(一六一頁)、「筆一墨端一寸」(一四九頁)、「筆一墨小」(一五九頁)、「墨小」(一四二頁、一四五頁)、「筆一墨」(一六三頁)、「筆一墨半」(一六四頁)といった表現も見られる。「墨端」とも「墨小」「墨半」ともあるように、いずれも消耗した墨をいうものである。とすれば、磨り減った墨については、ことさら助数詞を用いないこともあったのであろうか。あるいは、この文書は公的なものでなく、ために、こつした例が見られるのであろうか。

ともあれ、右からすれば、使用済みの磨り減った墨は、「墨端」とも「小墨頭」「墨頭」とも称され、これらには助数詞「村」「寸」「端」が用いられたと知られよう。

次に、「寸」についての例を挙げよう。

寫書所解 申請常疏料筆事 / 合請筆壹拾箇 墨三廷 返上古筆十箇 墨頭三寸 / 伊蘇志内万呂 日置養万呂 川原竈門 / 敦賀石川 (中略)

天平勝寶三年五月廿六日他田水主

(写疏筆墨更請帳、天平十六年六月、第八卷「追加二」、四八〇頁)

この文書は先にも触れた。右の「頭」字は、「墨」の右傍下あたりに小さく書かれている。墨の助数詞として、「廷」が多用される他、「墨頭二村」「墨頭四村」とも見える。案主は、同じく他田水主である。

寫經所解 申請十部料筆墨事 / 合筆拾箇 墨壹廷 返上古筆十箇 墨頭一寸

(請十部法華經筆墨帳、天平二十年正月十一日、第十卷「追加四」、四一頁)

条末に「天平勝宝二年二月七日他田水主」とある。続く一条(同月十六

日)にも「墨頭一寸」と見え、案主は、同一人である(四二頁)。この文書は、先の「村」の条でも触れた。二つの字形の間に意味上の区別はない。

淡海金言 / 筆 一 墨 一 二月五日筆 一 未返筆墨 / (中略) / 七日返上 筆二墨一寸

(奉写)二部大般若経紙装 菟帳、天平宝字六年閏十二月十一日、第十六卷「追加十」、一四〇頁)

この文書も「村」の条に引いた。「寸」は、「村」字の省体と判断してよからう。この点については、山口角鷹「省文考」(『東京学芸大学研究報告』第十一集、昭和三十五年二月)、その他の言及もある。

三津廣前解 墨譜事 / 合寫 紙 伯貳拾捌張 (中略) / 合寫紙百九十九張 / 大毘婆沙論十二帙 一 十八 二 十八 三 廿四 (中略) / 九 十九 十九 之内以八月四日受墨一寸 / (中略) / 寶龜三年 八月廿一日

(奉写)一切経経師充筆墨手実帳 宝龜三年七月一日、第十九卷「追加十三」、一三二頁)

長大な手継文書の一部であり、この条の末尾、年月日の上部に、異筆で「同口下充四分之一」とある。

他の条にも、同様に「同口下充三分之一」、「十三口下充三分之二」、「十口下充半廷」のように記入されているが、これらは、書写用の墨の申請を受けて、その四分の一、三分の一、三分の二、あるいは、半分を充て下した記録である。従って、「寸」、また、「村」は、そのままの形体ではなく、かなり磨り減った状態の墨を数える助数詞と見られる。

「村」の用例、というより、「村」の字で翻刻された用例は左記である。用法は、右に同じようである。

鬼室石次(十筆二墨二)廿一日(廿三)廿二日(廿)(中略)十九日  
一返上筆一墨一村 / 欠五張

(大般若并華嚴経充紙帳、天平勝宝六年三月十九日、第四卷、一一頁)

先の「奉写二部大般若経紙装潢充帳」(天平宝字六年閏十二月七日、第十六卷「追加十」、一四二頁)と同趣の文書であり、ここでは「村」字で見えたものが、ここでは「村」字で見える。この類例に、「返上筆一墨一村」(二頁)、「返上二又筆一墨一村」(三頁)、「返上筆一 / 墨一村紙五」(同)、「返上七筆一墨一村」(五頁)、「返上筆一墨一村」(同)、その他があるが、依拠する『大日本古文書』(史料編纂掛編纂)によれば、これらは、みな「村」の字形となっている。ところが、『正倉院古文書影印集成』十三(続修別集第三十六卷)によれば、これらは、全て「村」の字形で見えている(一三〇〜一三五頁)。翻刻は、「村」の字をもって行つべきであつた。以下も同様である。

「張兄万呂 / 筆一墨一 (中略) 合請紙一百廿四張 正用九十一張 / 返上廿四張 墨一村 筆未返

(七百卷経充紙筆墨帳、天平宝字七年四月六日、第五卷、四二〇頁)

やはり、先の「奉写二部大般若経紙装潢充帳」と同趣の文書であり、その「村」字は、みな「村」の字形となっている。また、まゝ「墨半」「墨頭」との文言が見える。

椋橋部赤人 / 六十花第六帙 一三四五六 未了 請紙一百九十三張 (割り注略) 墨一村

(奉写)一切経経師行事注文、年月日を闕く、第十八卷「追加十二」、一〇七頁)

しばらく宝龜元年に置くとされる。「六十花」とは、旧訳の華嚴経である。

墨一材(三例)とのみ見える。

返上紙并筆墨等ノ(中略)合筆五十九隻ノ合墨端卅二材 別未用

犯三廷 / 別更真弓紙十張 先一切經枚贊新

(用紙并筆墨検定文案 天平感宝元年六月七日 第二十四卷「補遺一」、

六〇一頁)

この断簡は、先の「写経検定帳」(天平感宝元年六月七日、第三卷、二五八頁)の案なるべしとの注記がある。とすれば、この「合墨端卅二材」はその「墨端卅二材」と同じということになる。また、「別未用犯三廷」とは、未使用の墨三廷との謂いであり、ここに、「助数詞」「廷」との間に用法上の差異があることになる。

『大日本古文书』は、原本に「村」字が書かれているのに、なぜ、「材」の形で翻刻したのであるつか。それは、こつした場合の助数詞には「材」(字)が用いられるという先入観があったからであろう。翻刻者は、それにとられ、「材」字の筆写体に近い「材」の形をあえて用いたのである。これに関し、次のような翻刻例もある。

充功食料米十九俵

合漕上雜材一千三百十六物 准樽一千九百七十二材

柱九根 各長一丈五尺ノ徑二尺二寸 准樽八十材 一根充九材

柱十二根 各長一丈二尺ノ徑八寸 准樽廿材 一根二材 /

(後略)

(高島山作所漕材注文、天平宝字六年八月九日、第五卷、二六二頁)

以下、三頁にわたり、同様の用例が続いているが、傍線部の「材」字は、原本に、みな、「村」字で見える(続々修、第四十五帙、第六卷)。これは、明確な意図をもって誤った例であり、類例は他にもある。

助数詞の「村」・「寸」、また、「材」字については、田村悦子氏が「藤

原佐理書状 去夏帖について 樽の単位は材か村か」(『美術研究』、第三〇八頁、一九七八年十月)において考察されている。田村氏は、主に日本

建築史の方面から、「去夏帖」に見える「樽」「村許」という一句、特に、「樽」とその単位「村」とを問題とされ、「正倉院文書」の影印を詳しく調

査された。関連するところを私に要約すれば、次のようになる。即ち、樽(家屋の内作りや修理に用いる木材)の単位「村」は、明らかに「材」

である場合の字と比較すると確実に差異があり、一方、明らかに「村」である場合の字と一致して、「村」であること疑いを容れない、つまり、その

単位は、一見不思議ながら、「材」ではなく、実は「村」であると断言したい、この点は、『色葉字類抄』(橘忠兼著、三巻本は治承頃 一一七七〜八

一年 増補)にも、「寸 スノ十分爲寸 村 同/樽員也」(前田本、入部、員数 下二一七才)とある(二二頁)、「樽幾村」という単位は、不

定量的単位である、その長さ・幅・厚さなど、実質(体積)はまちまちのものでも同じく、単純に「村」を用いる、卵に大小あっても、ひとしく

「個」を用いて「鶏卵五個」というようなものである(二三頁)と。

材木の意味の場合は「材」、その助数詞(単位)の場合は「村」(また、「寸」と、二者の間には使い分けがあると知れたわけだが、「村」は、左記

のように、樽以外のものを対象としても用いられている。立場上、『大日本古文书』の翻刻に従い、「村」・「寸」・「材」・「材」のそれぞれの字形毎に対象をあげよう。

「村」 黒柿端、由志木ノ心太、凝海菜、若滑海藻、滑海藻ノ楳樽・

楳樽・杉樽、檜樽・辟檜樽、割樽、樽、棧久禮、簀子、檜木

青砥、錠ノ松、全浅香

「寸」 荒藻(?) / 楳樽

「材」 黒柿 / 檜久禮・山檜樽・檜樽 楳樽 樽 簀子 / 瓷坏焼料薪椽

松 象牙 石丹

「材」 楳樽・楳樽 檜久禮・檜樽 割樽 樽・久禮 蘇岐 材木 材

荒砥 / 松

これらの内、「黒柿端」「黒柿」「由志木」は、裝潢が卷子本の軸端に用いる材である。「黒柿端五村 三村各長一尺 / 二村各長四寸」(第十四卷「追加八、二七五頁」と見えるように、長さが異なっても、等しく「村」といつている。「心太」「凝海菜」「若滑海藻」「滑海藻」は、食用の海藻であり、「荒藻」も同様である。「杉樽」「檜樽」「久禮」などに見える樽は、山から伐り出し、運んできた建築用材、また、造作用・修理用に製材した板材・角材である。更に加工して各種の建材、屋根葺きや壁・葎の材、そぎ板・木舞等に用いた。やはり、大小に関わらず、その本数を「村」で数えている。「蘇岐」は、そぎ板である。「簀子」は、角材、「材木」「材」も建築材である。「檉」は、楊類、川夜奈支 又牟呂乃木也(天治本新撰字鏡、卷七、二ウ)と説明される。「全浅香」は、香木の一種の沈香の、また樹脂の充実しない若木の香木であろうか、「重大卅四斤」と記録されているが(第四卷、一五八頁)、实地に分析も行われている(米田該典、全浅香黄熟香の科学調査、『正倉院紀要』、第二十二号、平成十二年三月)。

「青砥」は、中研ぎ用の砥石であるが、「青砥二村 砥二硯」と見える(第五卷、二二〇頁)。砥石二種の助数詞が相違するのはなぜであるか。「荒砥」は、法華寺阿弥陀浄土院の造管に際し(天平宝字四年十二月三十日)、佐保山から「十材 重一千十斤 車一兩賃」を運んだと見える(『正倉院文書』、第十六卷、二八五頁、『正倉院古文書影印集成』六、一五一頁では

「村」字)。搬送の便宜からしても、一応の整形加工はされていたのである。「錠」は、鐵製品で、「錠一村 重十三兩」として見える(『正倉院文書』、第五卷、六〇頁)。「松」「瓷坏焼料薪椽」は燃料である。後者は、その「三百七十四村」を山口から造仏所まで車六十七両で運んだと見え(『正倉院文書』、第一卷、五五七頁、『影印集成』六、一〇二頁では「村」字)。「象牙」は、「象牙一村 長七寸、五斤八両、珊瑚瑋渠料」と見える(『正倉院文書』、第一卷、五六四頁、『影印集成』では「村」字)。「石丹」は、「石丹二村許」(『正倉院文書』、第二十四卷、二九二頁、原本未確認)と見える。天然鉱の丹砂(辰沙)の類であろうか。

「村」字は、ふつう、「村 此尊反玉篇云聚落人所聚居也」(醍醐寺三寶院藏妙法蓮華經釈文、卷下)、「墅也、此尊切」(『広韻』、平声、魂韻)と説かれる文字である。ところが、後の辞書ながら、『色葉字類抄』(橘忠兼著、三巻本は治承頃 一一七七―八一年 増補)には先のように見えた。他の条に、「村ムラ」(黒川本、二オ、ソ部 地儀)、「村里 郷里分ノソソリ」(同、一ハウ、ソ部 豊部)、「材木 サイモク」(前田本、下四八オ、サ部 雑物)と見えるように、右は、村里の意味の「村」と、字形は同じだが、音形が異なり、また、材木の意味の「材」とは、字形も音形も異なっている。文字・語学の学識を有する著者の、その内省も経た上での記述であるから、かつて、樽の類を数える助数詞に「村」があり、その字形は「村」字音は「スン」であったという点に間違いはなからう。『観智院本類聚名義抄』には、また、「村」に「禾又受ン」(仏下本九三)ともあるから、「ズン」(もとは「ジュン」か)の音もあつたらしい。

こうした「村」の助数詞用法は、いずれを出自とし、何を典拠とするものが、また、樽の類との結び付きは、何故のことが、これらの点については

目下、未詳としかいいようがないが、田村悦子氏のいわれるように、ここには、古代の朝鮮半島の影響が想定されるのではないかと思う。

四、「船」

墨は「船」、また、その俗字・通字とされる「舩」(観智院本類聚名義抄、仏下本二)で数えられることもある。この助数詞は、それが水槽形・船形をしていたところからきたものである。

寫後經所解 申請筆墨事 / 合筆陸箇 墨一舩 寫紙千二百張

／ 「錦部公万呂 寫紙百九十二」 「達沙午廿 寫紙百八十三

(中略)

／ 天平十八年四月廿九日爪工家万呂 / 阿刀 / 志斐

(写後經所解、天平十八年四月二十九日、第二卷、五〇四頁)

寫後經所解 申請筆墨事 / 合筆一箇 墨一舩 / 文部子虫寫紙二百

張 筆 / 充古能善 山部花寫紙四百張 墨 (中略)

／ 天平十八年五月九日爪工家万呂 / 阿刀 / 志斐

(写後經所解、天平十八年五月九日、第一卷、五〇八頁)

寫後經所解 申請墨事 / 請墨參舩 寫紙壹仟貳伯張 / 「山邊千足

(寫紙四百舩 / 借春日五百世充) 「錦部大名(寫紙四百舩) (中略)

天平十八年五月十一日爪工家万呂 / 志斐磨 / 阿刀酒主

(写後經所解、天平十八年五月十三日、第二卷、五〇八頁)

「舩」は「枚」字に同じ。中国から伝わった書体(筆写体)で、『正倉院文書』、その他に類例は多い。

寫後經所解 申請筆墨事 / 合請筆拾貳箇 墨陸舩 / (中略) /

「既母白万呂 筆寫二百枚」 「己智在羽 筆寫二百枚 / 已上六人各墨

一舩 十二人各筆一箇

／ 天平十八年六月廿四日爪工家万呂

(写後經所写後書所請筆墨帳、天平十八年四月十二日、第九卷、一八九・

一九〇頁)

この帳簿では、筆は「箇」(または「筒」)、墨は「廷」で数えられており、その内に右二例がある。

右の四例は、ほぼ同時期のものである。かつ、前三例には、爪工家万呂、阿刀酒主、志斐磨が名を連ねている。「船」「舩」は、彼らに関わる用字であるうか。しかし、一方、爪工家万呂と阿刀酒主の連名となっている天平

十八年九月二日の「写後經所解」では「合請筆壹箇 墨貳廷」となっている

(第二卷、五二五頁)。

寫後經所解 申請墨事 / 合寫紙 筆七 墨一舩 / 既母辛建万

呂 寫紙百七十七 錦部公万呂 寫紙二百舩 / (中略) /

天平十八年六月一日伊福部男依

(写後經所解、天平十八年五月十三日、第二卷、五二三頁)

寫後書所解 申請筆 / 「岡屋石足(寫紙四百張 / 之中百八十以筆所

寫) 已上二人筆一墨一 / 「史戸足人 寫紙百八十張 (中略) /

已上二人各墨一廷 / 天平廿年二月廿六日 /

史戸木屋万呂 大原魚 次二人充墨一舩 二月廿九日

(写後書所解、天平二十年二月二十五日、第三卷、五六頁)

この文書では、「墨一廷」とも「墨一舩」とも見える。同じ意味らしいが、後者は追筆になるものであるうか。

「船」「舩」は、『正倉院文書』全体において、墨を対象としたこれら

の用例以外に使用例はない。これらの用例は、天平十八年四月から六月及び、同二十年二月に集中している。一時的に、特定の人物によって使用された助数詞である。

なお、今日、墨を数える助数詞に「艇」の用いられることがある。例えば、『思文閣 古書ノ資料 目録』、第百六十六号(平成十二年二月号)には、古墨五点の図版が掲げられ、「宋墨當朝一品 一艇」、「古墨靈犀 一艇」、「古墨千歲苓 一艇」、「古墨壽命昌永 一艇」、「古墨玄龍 一艇」と説明されている(一〇〇頁、一〇二頁)。「艇」字は、「挺」字の「広韻」に上声、「徒鼎切」と同音で、スマートな小船(こぶね)を意味する文字である。古くには、墨が、同様の船形をしていたところから、「艇」で墨を数えるのである。これらの形状は、たまたま、直径七センチ位、十四センチ余の円盤型(円墨)で、また、一辺九センチの方形であるが、山西省大同より出土した、元代に宮中で製造された墨(表面に陽文で「中書省」、背面に龍の図柄がある)は、やはり、厚みのある船形をしている(前掲、『図説 漢字の歴史』、一七九頁)。

五、「端」・「頭」・「頂」・「丸」・「折」・「裏」

これらも墨を対象として用いられる助数詞である。「端」から見ていく。

五月二日受 古 筆十五箇 墨頭廿端 已上並依別 勅寫四分律十二局  
料ノ 右以七月廿二日返上既畢 進膳令史高屋 阿刀酒主

(写疏料筆墨納帳 天平十五年五月一日、第八卷「追加」、一八三頁)  
「古」字は行の右傍に添えられた小字である。「箇」字の右から「端」字

の右下にかけて小さく、「以七月廿二日反上用盡」とある。「用盡」とは、使い切ったとの意味である。この「筆」でなく、「墨頭廿端」の注記であろう。とすれば、「墨頭廿端」とは、本来の何分の一かに磨り減った墨二十個という意味になる。写経のためとはいえ、古い筆と幾分か減った墨が貸与されたのである。

この文書では、墨の助数詞には、ふつう、「廷」(一)〜(四)廷、「十六廷」、「十九廷」が使われている。だが、まれに右のような例があり、更にもう一例、「又古筆十五箇 墨頭廿端」(一八四頁)と見える。

先の「村」の条に、「合筆貳拾 筒 墨貳拾廷 反上筆廿箇 墨廿端」之中十三村使ノ留堺新」と見える例を掲げた(請千部法華経筆墨帳 天平二十年正月十二日、第十卷「追加四」、五〇頁)。末尾に「天平勝實三年正月廿六日道主」とある用例である。これは、返上する磨り減った墨を「端」、また、「村」で数えた例である。

また、同じく「村」の条に、「返上筆一墨一村」と見える例を掲げ(奉写一部大般若経紙装潢充帳 天平宝字六年閏十二月十一日、第十六卷「追加一」、一四二頁)、この文書に「筆一ノ墨一端」(一四四頁)、「又筆二ノ墨一端」(一五三頁)とも見えると述べた。「村」も「端」も消耗した墨を数える助数詞らしく、この文書では、「村」=「寸」=「端」という関係が考えられそうである。

「端」は、この他「経軸」や「砥」を数える場合にも用いられている。次に、「頭」について述べよう。

山背野中二月廿二日 一 廿三日 一大 廿六日 一大 (中略)  
返上筆一墨二頭 敷紙一

(写経料紙筆墨納充帳 天平二十年、第三卷、一四五頁)

写経後の紙・筆・墨・式敷紙を返上した記録であり、他には、「返上色敷紙筆一墨三分之二」、「返上敷紙色筆一墨半分」、「返筆一墨小」、「返筆一墨頭敷紙」、「返筆一墨頭一式一張」、「返筆一墨頭敷一」、「返筆一墨頭敷紙」、「返上筆一墨頭敷一」、「返筆墨半端 敷紙一」、「返筆墨頭式敷」と見える。「墨頭」は、磨り減った墨の頭部、残った端っこをいうものである。当面の「墨一頭」は、「墨頭一」の誤写かとも疑われるが、「頭一」の周辺に顛倒符はないようであり、また、以下のような類例があるので、「頭」を助数詞と認めた。

「墨頭」「古墨頭」は、第八卷「追加二」(二七三頁、二七四頁、二七七頁、他)第九卷「追加三」(五三頁、五四頁、二四五頁、他)第二十四卷「補遺一」(二六五頁、三〇八頁、三五六頁)などにも見えている。

山部花 十六年 七月廿九日充 反上 筆一墨一廷八月廿三日充(兼脱)  
一箇九月廿四日返上筆墨十七年二月十六日充古筆墨一頭 甲加宮  
者 二月廿五日返上墨頭更充三分之一 甲加ノ宮者(後略)

(写疏料筆墨充帳 天平十五年七月 第八卷「追加二」(二八三頁)

「十六年」「反上」の文字は行の右傍に位置する。「甲加宮」は、近江国甲賀郡にあつた聖武天皇の皇宮で、紫香楽宮ともいう。この文書では、助数詞を用いるとすれば、「墨一廷」「墨半廷」と、「廷」を用いるのがふつとであり、一方、割書きの部分では、助数詞を略した「筆一」「墨一」という表現も多い。そうした中で、まれに、右のような例があり、また、「返古筆一墨一頂」(二八〇頁)と、「頂」を用いた例が見える。写経後のことだから、返上する墨は、「墨頭」「墨頭一」、また、「墨半」「墨半反上三分一」「墨三分之一」「墨一廷之三分二」「墨五分四」といった形で表現されている。今の「墨一頭」は、やはり、磨り減った墨一個と数えたものである。

余廣足 六月五日ノ筆一墨一 反上古筆一 十月二(抹消)一日充墨  
一廷 十月廿二日充筆一 先所請 廿三日返上ノ墨一頭  
(写一切経料筆墨充帳案 天平十五年四月一日 第八卷「追加二」(八三頁))

これも、右に同様に解される。筆(新・古)も「箇」で数えている。

寫書所解 申請千部法花筆墨事 返上 古 筆漆筒 墨 殘 肆廷(抹消)  
頭ノ合(後略)

(請十部法筆経筆墨帳 天平二十年正月十一日 第十卷「追加四」(二二頁))

この文書は、「村」の条、「端」の条でも触れた。「古」「殘」「頭」の三字は、行の右傍に小さく書かれている。「墨殘」とは、いよいよ磨り減ってしまった墨であろう。「廷」字は抹消され、「頭」字に訂正されている。この文書では、墨の助数詞として、原則的に「廷」が用いられ、また、割書きの部分では、助数詞を省いた書き方も多いが、「墨殘」は、「廷」ではなく、「頭」で数えるよう、明確な意図をもって訂正されているのである。次も同じ文書に見える例である。

寫書所解 申請千部法花墨事 ノ、合三廷 返上墨殘一頭「如員來」

(中略)ノ天平感寶元年潤五月廿八日 賀茂書手

(請十部法筆経筆墨帳 天平二十年正月十一日 第十卷「追加四」(二五頁))

「如員來」(異筆)とは、数字の通りに現品を受け取ったという意味である。類例として、「返上筆四筒 墨殘一頭」(二七頁)、「返上筆三筒 墨殘一頭」(二八頁、四三頁)、「返上筆四筒 墨殘二頭」(三〇頁)、「返上筆十二(抹消)筒 墨殘三頭」(三九頁)、「返上筆七筒 墨三頭」(四三頁)と見える。「返上古筆三(抹消)七筒墨頭三(抹消)四丸」(四〇頁)、「返上古筆拾筒 墨頭一寸」(四二頁、四三頁)、「反上筆廿筒 墨廿端 之中十三村便ノ留塚新」(五〇

頁)あるいは、「反上筆十五 墨端五(四八頁)なども、同様の墨をいい、また、それを数えたものであろう。

なお、「墨残」は、まれに「殘墨一廷」(写後終所写後書所請筆墨帳、天平十八年四月十二日、第九卷、一九〇頁)との形で見えることがある。但し、この帳簿にも「前般若墨殘用」(同、一八八頁)と見える。

天平十六年五月廿九日古筆一箇 右、依田邊史生宣、奉送山階寺

六月廿二日 充墨二頭ノ雜界墨料、受秦大 廿五日 墨頭一ノ右、依

高屋令史宣、返 送 施僧料 廿九日墨一頭 右、爲施僧令返上、足

万呂(後略)

(筆墨進送并充用注文、天平十六年五月廿九日、第二十四卷「補遺一」、二六五頁)

この文書は六行ほどのものであるが、墨を「廷」で数えた例はなく、「頭」で数えた例が九例もある。第二例の「墨頭一」には、「一」の右に顛倒符がある。「墨三分之二」、「墨頭一」と見える条もあり(各一例)、また、助数詞を省いた例もあるが、「頭」は、やはり、磨り減った墨、墨残、墨頭を数えたものらしい。

『正倉院文書』では、「頭」は、この他、冠、籠目冠、帽子冠、止利冠、龍頭、乳牛(御贄の)柄杓(鷹狩りの)御犬、牛(伎楽の)師子、狛犬、作頭、畳笠(蓋の)小幡、小幡、などを数える場合に用いられている。頭に被るもの、動物(牛・犬・師子など)、また、小幡を対象とする用法である。

次に、「頂」であるが、これは次のようにして見えている。

請筆十六箇 一箇新ノ十五箇古

墨六廷 墨頭廿頂ノ凡紙八張 下纏并敷紙料 韓檀三合 竝着

鑲子 / 机十前 研八口ノ圓座八枚(後略)

(写疏所解、天平十五年十月十七日、第二卷、三四三頁)

筆、墨、紙以下を請求した文書である。ここでは、「墨」は「廷」、「墨頭」は「頂」で数えられている。「頂」は、先に見た「頭」や「端」などと同じ用法にあるものらしい。「研」は、すみすり、後の硯<sup>すずり</sup>であろう。

この文書は第二十四卷「補遺一」にも収められ、右と同じ文言が見えている(三四三頁)。

甲櫃納物 / 弁中辨論<sup>ひんちゆうへんろん</sup>一部三卷 色紙 起信論疏一部二局 黄紙 /

毘尼律一卷(中略)

【古筆廿五箇 墨三廷 又頭五頂 并一裏 五色紙冊五張 五枚破ノ冊金】

(写疏所見在雜物申送文案、天平十五年十二月二十四日、第八卷「追加一」、三七七頁)

書き出しに「疏所見在雜物 申送文案」と見える文書で、その「甲櫃」の記事に右のようにある。【印を付した一行は、墨の線でぐるりと全体を囲んである。記入を誤ったので、抹消するとの謂いであろうが、これも「墨」は「廷」、「墨」頭は「頂」で数えた例となる。墨頭五頂は、また紙か布かで包まれていたらしく、「并一裏」とある。続いて「乙櫃」の記事が位置する。この末行にも次のようにある。

古筆廿五箇 墨五廷 各小用始 又頭五頂 研十三口

(同右、三七七頁)

「小用始」とは、少し使用痕があるとの意味であろう。墨頭五頂は、同様、「一裏」となっていたのであろうか。

右に類似する文書が、同じく第八卷に収められ、やはり、「又頭五頂」と

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞(三保)

見える。左記である。

乙櫃 / 紙二百廿張 百五十五張黄紙 (中略) / 古筆廿五箇 墨五  
廷 各小用 又頭五頂 已上一裏付 / 下纏七卷 各式敷紙在 / 五在筆  
墨 又筆一墨八 香水覆布二尺 研十四口

(檀納経疏道具目録 年月日不詳 第八卷「追加二」、五七七頁)

行の右傍には、点検時の符号であることが、「印や」合「字(異筆)」が付されている。今、省いた。年月日を闕くが、この断簡は、右の文書と関連があるかも知れない。同様にして、「墨五廷」「頭五頂」と見えている。

志紀久比万呂十一月六日 充墨一廷 七日 返古筆一官 / 更充筆一反  
五月九日 充筆一墨一廷 / 九月十六日返古筆一墨一頂 更充筆一墨一  
廷 廿四日返筆墨 / 天平十七年二月五日充筆一墨三分之二 竝甲加宮  
筆墨者

(写疏料筆墨充帳 天平十五年七月 第八卷「追加二」、二八〇頁)

この文書については、「頭」の条で言及した。「墨一頂」とは、返上する、磨り減った墨を数えたものである。

墨を数える助数詞「頂」は、このように見えている。『正倉院文書』では、この他に、「頂」を用いることはないようである。

次に、「丸」の例を挙げよう。先の「頭」の条に、参考として引用した例である。他に例はないようである。

寫書所解 申請千部法花料筆墨事 / 合筆壹(抹消) 陸(抹消) 拾(抹消) 高墨肆廷  
返上古筆三(抹消) 七筒墨頭三(抹消) 四丸(中略) / 「建部廣足」(赤  
染人足 「錦部大魚」(中略) / 天平勝寶二年二月一日他田水主  
(請千部法華経筆墨帳、天平二十年正月十一日、第十卷「追加四」、四  
〇頁)

「壹拾」が抹消され、右に小字で「陸筒」と訂正され、また、その「陸」字の右に「漆」字が位置する。申請時には「墨肆廷」といい、返上時には「墨頭四丸」という。「廷」は、墨を数える一般的な助数詞、「丸」は、現実の磨り減った墨を数える助数詞である。磨り減って小さくなっているから「丸」を用いるのであろうが、それでも、その個数は厳正に勘定、記録されている。この文書には、「村」「寸」「端」などの用例もあり、それぞれの条で言及した。

助数詞の「丸」は、『正倉院文書』では、経巻の軸、軸端、写経のための下纏、また、水精、小赤玉、銀玉、白玉、青玉などの珠玉の類、その他を対象として、あるいは、野菜・漬物の瓜の類を対象として用いられている。それぞれに安定した用法のようだが、墨を対象とする場合、「丸」が常用されたかどうか、よくわからない。墨に「折」を用いた例もまれである。

(前略)、五日南 様 仏所充墨端一折即充調大山也 (中略)  
(行末)「天平十八年正月七日召大唐使已訖也」(異筆)

(経師等調度充帳 天平十七年十一月十日、第八卷「追加二」、五八〇頁)  
「様」字は、行の右傍に小さく書かれている。経師等のための金品の出納簿で、やや雑然とした文書であるが、その中に右の一条が見える。「墨端」とは、やはり、何分の一かに磨り減った墨の意であり、後に、「又官舊筆并墨端借充丹比道成也、同日官墨端一借充民長磨也」とも見える。「折」は「端」や「頭」・「頂」・「丸」、また、「村」などに同様の助数詞と見受けられる。だが、墨を対象として、どの程度用いられたものか、定かでない。筆は、「四箇」「一箇」、また、「二管」と数えられている。

最後に「裏」であるが、これについては先の「頂」の条で述べた。「墨三廷 又頭五頂 并一裏」(第八卷「追加二」、三七七頁)、また、「又頭五頂

「已上裏付」(同、五七七頁)として見えるのがそれである。『正倉院文書』では、この助数詞は、「畫牙桃子」「黃破紙」「綿」(「白米・黒米の)俵」「塩」「白玉水精青玉(玉力)琥等玉」「縹玉」「胡粉」「蒲花」「香」などを対象として用いられている。動詞「つつむ」から生まれた助数詞であろうから、細かなもの、小さいものなどを対象として広く用いられていた助数詞かも知れない。

右の「端」以下、「折」までの助数詞は、いずれも使用痕のある、磨り減った墨を対象とするものである。また、そうした短い墨は、紙か布かで包んで貸与することもあつたらしく、こうした場合には「裏」が用いられたことになる。

以上の他、墨の数を「充一管」(奉写一切経経師請墨于実帳、宝龜四年一月二日、第二十一卷「追加十五」、二五五頁、二五八頁)と書いた例があるが、これは誤記ではなからうか。一方には、筆の数を「充一廷」(奉写一切経経師請筆手実帳、宝龜三年十二月十七日、第二十卷「追加十四」、四七六頁)と書いた例があり、こつした「廷」を「管」と訂正した例もある。

## 六、中国における用例

「挺」の字につき、段玉裁の『説文解字注』には、次のようにある。

「挺」一枚也。凡條直者曰挺。挺之言挺也。一枚、疑當作木枚。竹部曰。箇、竹枚。則挺當云木枚也。方言曰。箇、枚也。鄭注禮經云。个猶枚也。今俗或名枚曰個。音相近。按枚、榦也。一莖謂之一枚。因而凡物皆以枚數。左傳。以枚數鬪。謂枚枚數之。猶云一一數之也。直者則曰挺。如孟子制挺、漢書白挺、皆是。禮經脯挺字、本作挺、亦作挺。俗

作挺。誤也。詳肉部。從木。廷聲。徒頂切。十一部。

(中華民國五十九年、芸文印書館、一五五頁)

注文の概要は、次のようであろう。即ち、凡そ枝条のまっすぐなものは「挺」といつ、「挺」の言は「挺」である。「一枚」とは「木枚」とあるべきであろう、竹部には「箇、竹枚」とある、「方言」に、「箇」は「枚」であるといふ。『鄭注礼経』に、「个」は「枚」の如くであり、今、俗に、あるいは、「枚」を「個」といつ、「个」の音は近い、といふ。案するに、「枚」は「榦」であるといふ。「莖」を「一枚」といつ、よつて、およそものは、みな「枚」で数える(中略)『礼経』の「脯挺」の字は、もと「挺」に作る、また、「挺」に作る、俗に「挺」に作るの誤りである、(後略)とある。

「挺」は、まっすぐに延ばした干し肉(ホジシ)といひ、『論語』(述而)の「束脩」は「十挺脯」(儀礼、聘礼)の意とされる。これも助数詞として、次のように用いられる。

薦脯五挺、横祭于其上、出自左房。挺弟郢反本/亦挺同

(欽定儀礼義疏、卷七、郷飲酒礼、第四之一、景印文淵閣四庫全書、

經部、一〇〇、礼類、二六二頁)

末尾の「亦挺同」は、「挺」または「挺」とあるべきであろうか。

「挺」も「挺」も、まっすぐなものを数える。劉世儒氏は、この『説文』を引き、「挺」「挺」の量詞(助数詞)用法は、魏晉南北朝時代には、よく広まっていたが、その本義からして甘蔗を対象とする用法が多い、蠟燭にも「挺」を常用し、まれに墨にも用いる、やはり、硬くまっすぐに延ばして作って樹木の榦のようであるからである。但し、後には「挺」に作り、訛して「錠」ともなつたとされる(『魏晉南北朝量詞研究』、九九頁)。掲げら

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞(三保)

れている「挺」「挺」の用例七例の内から三例を引く。( )内の文言は劉氏の注記を和訳したものである。

駿遣人獻酒一器、甘蔗百挺。(《魏書・李孝伯伝》、この例「挺」に作る、これは正規の用字である)

垂賜……燭二十挺。(劉孝儀文《全梁文》卷六一)

三例目は左記である。

但將取紙三百張、筆十管、墨五挺、安我墓裏、我自申理、(中略)仍以紙筆安墓中、

(搜神記 卷一、晉干宝著、増訂漢魏叢書、四冊、三三六〇頁)

次は類例である。一例目の「騰」字は「」を冠した形となっている。

又至十一月一日、内給事李憲誠、宣奉勅、茶貳拾伍釧、騰紙壹阡張、

筆伍拾管、墨伍挺、充大德如淨等僉定律疏用。

(大唐貞元統開元釈教録 中、大正新脩大藏經、五五、七六〇頁)

又皇太后使至賜攸之燭十挺

(南史、卷二十七、沈攸之伝、『景印文淵閣四庫全書』、史部、二十三、

正史類、五六三頁)

南牆鉅竹千挺、儼立若相待。

(韓愈、藍田県丞厅壁記、『漢文大系』、三(唐宋八家文・上)、富山房

刊、一〇頁)

諸橋轍次著『大漢和辞典』第五卷(一三三八頁)では、これを「千挺」として掲出している。

ところで、劉世儒氏は、「挺」で墨を数えるのは、南北朝には多くないとされ、常には「丸」を用いる、『搜神記』の例も後人の改竄が考えられるとされる(同、九九頁)。確かに、『搜神記』の本文は問題がありそうである。

「丸」については、『宋書』、『海録碎事』、『初学記』、その他に例がある。墨丸の類を数えたのであろう。

尚書令任(中略)而丞郎月賜赤管大筆一雙、隄麈墨一丸

(宋書、卷四十、百官志、『二十五史』、3、一九八六年、上海古籍出版社、一四四頁)

社、一四四頁)

會稽太守王朗之子肅、隨在郡東齋宿、夜有女子、自他中出稱是越王女

臨別贈墨一丸、肅方注周易、多有滯思、至用此墨、便覺才思通暢

(海録碎事、宋葉廷珪撰、卷十九、墨門、『景印文淵閣四庫全書』、子部

二二七、類書類、八〇五頁)

東宮故事云、皇太子初拜、給香墨四丸、則其事也、

(初学記 卷二十一、墨、中文出版社、五二〇頁)

益州之西雲南之東、有神祠、剋山石爲室、下有神奉祠之、自稱黃石公

因言此神張良所受黃石公之靈也、清淨不宰殺、諸祈禱者持一百錢一雙

筆一丸墨、置石室中、前請乞先聞石室中有聲、須臾問來人何欲既言、

便具語吉凶、不見其形、至今如此、

(搜神記、晉干宝著、卷四、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四八、小

說書類、三八七頁)

而太府月給蜀郡麻紙五千番、季給上谷墨三百三十六丸、歲給河間景城

清河博平四郡兔千五百皮爲筆材、兩都各聚書四部以甲乙丙丁爲次列、

經史子集四庫、其本有正有副、

(新唐書、藝文志、第四十七、『二十五史』、6、一九八六年、上海古籍

出版社、一五六頁)

第一例につき、『海録碎事』にも、「尚書郎月賜赤管大筆一雙、隄麈墨

一丸」(卷十一下、郎官門、同右、子部、二二七、類書類、五七七頁)

と見えるが、本書には、墨に「枚」を用いた次のような例も引かれている。「隴廩(渝廩)」は漢代の県名(陝西省)。製墨の中心地で、これを月に一枚、尚書令僕丞郎に与えたところから詩文に墨の異名として用いられるようになったという。第五例の「上谷」も墨の名産地、易州に属していた(今、河北省易県)。

漢官云、尚書令僕丞郎、月賜渝廩大墨一枚小墨一枚。

(海録碎事、宋葉廷珪撰、卷十九、文学部、墨門、同右、子部、二二七、類書類、八〇五頁)

「丸」は、薬や泥など、その丸形の物を数える量詞(助数詞)であるが、墨は、その後、更に形状が変わり、「塊」を用いるようになったとされる。

「頂」につき、『正倉院文書』では、磨り減った墨頭を数える。中国古代には、頭部に着用する衣物類、笠などに「頂」を用いることがある。両者の間に、あるいは、何らかの関わりがあるのであろうか。

麴塵絹蘭、羅縛頭一頂、緋絹衫子一、

(沙州蓮台寺諸家散施曆状、伯三五七号背、癸酉年、七九三、二月)

『敦煌社会経済文献真蹟积録』(三)、七一頁)

(前略) 吳三藏、紫綾裘裘壹條、紫綾廬山冒帽子壹頂、(中略)

紫綾裙衫壹對、紫綾漆條、袈裟壹條、紫羅廬山冒帽子壹頂、

(沙州僧崇恩処分遺物憑拠、伯三四一〇号、年代未詳、八四〇、

『敦煌社会経済文献真蹟积録』(二)、一五一・一五二頁)

趙公求其遺物、宗新視之、得竹笠一頂、蒸餅數枚。

(広清涼伝、卷下、宋延一編、『大正新脩大藏經』、五二、一一二六頁)

「その他、当面の「村」「寸」「村」「端」「頭」「頂」「折」「裏」「船」につき、劉世儒氏に格別の言及はないようである。

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞(三保)

なお、助数詞については、岡田挺之編『物数称谓』を参照することができるが、墨に関する条には、次のようにあり、「錠」「丸」についての言及はあるものの、「挺」も「挺」も洩れているようである。

墨、晉陸雲書二石墨數十萬片、唐許欣明傳二并三墨一枝一、北戸録二墨一爲レ量下、又墨一爲レ螺下、又墨一爲レ丸下、太平廣記二墨一錠、玉堂雜記二葉世秀一方墨五團、五燈會元二挺墨一、中州集二索一墨水一槃一、翰墨雙壁二墨一幾笏

(寛政八年自序刊明治印本、器財、『影印日本随筆集成』、第六輯、二五頁)

### 七、おわりに

『正倉院文書』は、比類のない宝物とされ、多方面にわたって格別の意義を有するものである。しかし、そこに見られる、夥しいといつてよいほどの助数詞、また、その用法については、未だ、よく知られていない。その全貌はもとより、そこにどんな種類があり、それらが何を対象として用いられているのか、また、それらはどのような経緯で用いられるようになったのか、その後にはどのような影響を与えているのか、あるいは、いなのか、こうした問題は、すべて今後の課題となっているようである。

ここでは、その一端として、文房四宝の一つとされる墨を視点とし、その助数詞について検討してきた。

墨を数える助数詞としては、「廷」「挺」「村」「寸」「村」「船」「端」「頭」「頂」「丸」「折」「裏」などが用いられている。「顆」「果」「磔」、また、「枚」や「箇」などを用いることはない。



後略部にも、鐵に「連」を用いた例が六例ある。これは『令義解』でも同様である。但し、これらの「連」は、「政治要略」所収、延暦八年八月十一日の格に引く「喪葬令」では「廷」字となっている（『新訂増補国史大系』中篇、四七八頁）。

これに関連し、平城宮跡出土木簡に、鐵を対象として「連」の用いられた例がある。これが古い用法であろう。

美作國英多郡大野里鉄一連

（南北溝SD四七五〇、178. (21) . 2 031）

上道郡浮浪人調鐵一連

（『平城宮木簡I』、SDIII三四溝、6AAE、6AAF）

備中國賀夜郡

（『平城宮木簡IV』、SD四一〇〇溝、6AAI）

『延喜式』に、「成墨九十三廷」云々と見える例は冒頭に掲げた。『延喜式』では、「鐵」「墨」「鎮子鐵」「釘料鐵」に「廷」が用いられている。庸米伍拾參斛捌斗伍升ノ鐵參伯參拾玖廷ノ鐵貳伯貳拾伍口（前後略）

（東大寺返抄案、長久元年十一月、『平安遺文』、二、七四〇頁）  
獻上ノ唐墨八十五廷、唐筆七十五支ノ右、華嚴會捧物新唐器相共

別進 勸進所 墨百内十五碎候了、筆百内廿（五）虫咬候了、忘却不令進候之間、如此之過 出來候了、唐墨膠相副候ぬれハ、雖朽 爲要物故進也、（後略）

（栄西書状、建永二年六月二十一日、『鎌倉遺文 古文書編』、三卷、三一八頁）

大筆一管 長三尺 大墨一廷 長一尺許  
（東大寺勅封蔵開検目録、建長四年八月二十五日、『鎌倉遺文 古文書編』、

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞（三保）

補遺三卷、一六八頁）

一、おすへのおはやしにらうそくぢちやつ遣る

（山科家礼記 第一、長祿元年十二月二十八日、史料纂集）

この資料では「らうそく」張卅二文（長享三年五月十九日）と書く例も目立つ。

文治二年正月十七日、奉幣石清水宮、先是、今朝差遣神祇生等於豐

後國司宅、請取黄金一廷、長五寸五分、厚三ノ分、弘一寸一分、奉納

御辛櫃 大藏省ノ調進之、持參内裏、（後略）

（卜部兼文勘文、文永六年十一月十日、『鎌倉遺文 古文書編』、十四卷、

九二頁）

次に、「挺」の字形で見える例を挙げる。

筆十一管、墨二挺。

（延喜式、縫殿寮、『新訂増補国史大系』、中篇、四〇六頁）

墨九挺、筆七十九管。

（延喜式、左右京職、『新訂増補国史大系』、後篇、九二二頁）

右二例の内、後者は「廷」字とするテキストもある。

紹巴油烟一挺持來了、

（兼見卿記 第一、元龜三年六月五日、史料纂集、四三三頁）

墨には、松の煤を用いた松煙墨、菜種油、胡麻油、精油等の煤を用いた油煙墨などがあった。

中院拾遺より杉原十帖・油烟貳挺給之

（慶長日件録、第二、慶長十二年十二月二十九日、史料纂集、九四頁）

就火事、爲音信、蠟燭千挺到來、喜悅候、謹言、

（徳川家康御内書、米沢景勝宛、元和頃か、『大日本古文書 家わけ第十

『正倉院文書』における墨を対象とする助数詞（三保）

二、上杉家文書之二、一七三頁）

定ノ一 拾万石ニ 馬上 百七拾騎ノ鉄炮 三百五挺ノ弓六拾張ノ  
長柄 百五拾本（後略）

（知行高割軍役定書、寛永十年二月十六日、同右、二八四頁）

梶井様御得度ニ付、御樽諸白二荷、御肴三種小原へ被進候、昆布十束  
こんにやく百挺、牛房十把也、

（寛永日々記 三、寛永十一年三月十八日、『醍醐寺文化財研究所研究  
紀要』第十七号、一一〇頁）

平安時代以降の場合については、更に用例を集め、改めて検討してい  
きたい。

「付記」本稿は、平成十三年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）

「正倉院文書における助数詞研究」の研究成果の一部である。

岩田重雄氏（日本計量史学会会長）には格別の御指導・御芳情をいた  
いた。記して御礼申し上げます。